00486

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇規　則　鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則等の一部を改正する規則

◇告　示　溝口町及び江府町学校組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

◇教委告示　教育委員会の会議の招集

規　則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則等の一部を改正する規則

（鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部改正）

第一条　鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「八千円」を「九千円」に改める。

（鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部改正）

第二条　鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四万円」を「五万円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年五月一日以後に交付決定をする雇用奨励金又は貸付決定をする就職支度金について適用する。

告　示

鳥取県告示第五百八号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により溝口町及び江府町学校組合公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

溝口町及び江府町学校組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、溝口町及び江府町学校組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経　費）

第二条　乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条　この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附　則

この規約は、昭和四十二年七月一日から施行する。

鳥取県告示第五百九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十二年七月五日	西尾医院	鳥取市瓦町二一九

鳥取県告示第五百十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査、投薬又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　実施の目的　結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びピロプラズマ病予防のため

二　実施する区域　別表のとおり

三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1　結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2　肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四　実施の期日　別表のとおり

五　検査、投薬又は駆除の方法

1　結核病検査　ツベルクリン皮内反応

2　ブルセラ病検査　ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3　肝てつ検査　皮内反応及び虫卵検査
4　肝てつ駆除のための投薬　ビチオノール製剤投与
5　ピロプラズマ病検査　血液塗抹検査
6　だに駆除　BHC散布

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日 一次	実施期日 二次	実施区域	実施場所
八月七日	八月十日	日南町	丸山、三栄、矢戸、河上検診場
〃 八日	〃 十一日	〃	太田、神福、白谷 〃

結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 一次	実施期日 二次	実施区域	実施場所
八月八日	八月十一日	名和町	名和、旧奈和検診場
〃	〃	大山町	畑別所 〃
〃 九日	〃 十二日	〃	坊領、平 〃
〃 十八日	〃 二十一日	〃	妻木 〃
〃 十九日	〃 二十二日	〃	長田 〃
〃 二十二日	〃 二十五日	名和町	上坪、小竹 〃
〃 二十三日	〃 二十六日	〃	下坪、光徳 〃

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
八月九日	江府町	大平原、東山検診場
〃 十二日	溝口町	岩立 〃
〃 十八日	江府町	奥山 〃
〃 十九日	〃	下蚊屋 〃
〃 二十二日	日南町	大草山 〃
〃 二十三日	〃	大菅 〃
〃 二十四日	〃	細尾、笠木 〃
〃 二十五日	〃	豊栄 〃
〃 二十八日	〃	上坂、名谷 〃
〃 二十三日	大山町	香取 〃
〃 二十四日	〃	〃
〃 二十五日	岸本町	藍野、小林検診場
〃 二十六日	〃	〃
〃 二十九日	名和町	神田 〃
〃 三十日	中山町	高橋、萩原 〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県教育委員会委員長　井　上　善　一

一　日時　昭和四十二年八月一日　午前十一時
二　場所　鳥取市東町　鳥取県教育委員会委員室
三　議題　1　県立学校長人事について
　　　　　2　その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行所　鳥取市東町一丁目　鳥　取　県
【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】